

○大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会（定例会）会議録（平成31年2月13日）

○議事日程

平成31年2月13日午後4時開議

- 第1 会期の決定
- 第2 議案第1号 技能職員の退職手当の特例に関する条例案
- 第3 議案第2号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例案
- 第4 議案第3号 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第5 議案第4号 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合非常勤職員公務災害等補償条例の一部を改正する条例案
- 第6 議案第5号 平成30年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第6号 平成31年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算
- 第8 議案第7号 監査委員の選任について
- 第9 議案第8号 公平委員会委員の選任について
- 第10 議案第9号 懲戒審査委員会委員の選任について

~~~~~（以下 議決を要しない報告等）~~~~~

- 報告監31の第1号 平成30年度定期監査等結果報告の提出について
- 報告監31の第2号 例月出納検査結果報告の提出について

○出席議員 20 人

|     |             |     |             |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 1番  | 広 田 和 美 君   | 11番 | 山 本 智 子 君   |
| 2番  | 大 内 啓 治 君   | 12番 | 金 沢 一 博 君   |
| 3番  | 不 破 忠 幸 君   | 13番 | 明 石 直 樹 君   |
| 4番  | 市 位 謙 太 君   | 14番 | こ は ら 孝 志 君 |
| 5番  | 片 山 一 歩 君   | 15番 | 井 上 浩 君     |
| 6番  | 岡 田 妥 知 君   | 16番 | 西 田 尚 美 君   |
| 7番  | 永 井 啓 介 君   | 17番 | 上 野 尚 登 君   |
| 8番  | 森 山 よしひさ 君  | 18番 | 田 中 裕 子 君   |
| 9番  | 川 嶋 広 稔 君   | 19番 | 池 内 秀 仁 君   |
| 10番 | 西 川 ひ ろ じ 君 | 20番 | 山 本 真 吾 君   |

○議場に出席した執行機関及び説明員

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 管 理 者             | 吉 村 洋 文 |
| 副 管 理 者           | 田 中 誠 太 |
| 事 務 局 長           | 蓑 田 哲 生 |
| 総 務 部 長           | 森 本 眞 一 |
| 施 設 部 長           | 樺 田 輝 生 |
| 総 務 部 総 務 課 長     | 吉 田 一   |
| 総 務 部 経 理 課 長     | 小 寺 誓   |
| 施 設 部 施 設 管 理 課 長 | 吉 岡 慎 二 |
| 施 設 部 建 設 企 画 課 長 | 金 子 正 利 |
| 西 淀 工 場 長         | 成 瀬 新 吾 |
| 平 野 工 場 長         | 難 波 利 幸 |
| 東 淀 工 場 長         | 藤 井 良 一 |

|       |      |
|-------|------|
| 鶴見工場長 | 下田洋彰 |
| 八尾工場長 | 梅本勝美 |
| 舞洲工場長 | 村上真也 |

## 開 会

平成31年2月13日午後4時開会

○議長（市位謙太君） ただいまの出席議員は、20名で、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

ただいまより、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会平成31年第1回定例会を開会いたします。

## 開 議

○議長（市位謙太君） 直ちに会議を開きます。

○議長（市位謙太君） 本日の会議録署名議員に、金沢一博君、明石直樹君の御両君を指名いたします。

○議長（市位謙太君） この際申し上げます。

議事日程に記載のとおり、議決を要しない報告等が提出されておりますので、お手元に配付いたしております。

○議長（市位謙太君） これより議事に入ります。

○議長（市位謙太君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

○議長（市位謙太君） お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（市位謙太君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（市位謙太君） 次に、日程第2、議案第1号、技能職員の退職手当の特例に関する条例案ないし、日程第7、議案第6号、平成31年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算を、一括して議題といたします。

○議長（市位謙太君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） 議案第1号から議案第6号について、その概要を御説明いたします。

議案第1号は、技能職員の定年前早期退職に係る退職手当の基本額の算定方法の特例措置を講ずるため、条例を制定するものです。

議案第2号は、人事配置の見直しに伴い職員の定

数を変更するため、条例の一部を改正するものです。

議案第3号は、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正するものです。

議案第4号は、非常勤職員の公務災害補償等に伴う認定審査業務について、認定委員会及び審査会を設置し、専門的な意見による認定審査を行うことで、常勤職員の災害補償制度との均衡を図るため、条例の一部を改正するものです。

以上が条例案の御説明でございます。

引続きまして、議案第5号、平成30年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ3,351万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を137億3,284万円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算補正の款項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきまして、次のページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりとするものでございます。

2ページから3ページの「第1表歳入歳出予算補正」でございますが、まず、歳入におきましては、2ページ真ん中右寄りの補正額の欄でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、2億691万1,000円の減額を計上しております。

分担金につきましては、組合規約に基づきまして、構成団体に御負担いただくものでございます。

次に、第5款諸収入、第2項雑入につきましては、1億7,339万3,000円の増額を計上しており、歳入合計といたしまして、3,351万8,000円の減額となっております。

一方で、3ページの歳出につきましては、第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費につきまして、3,351万8,000円の減額を計上しておりまして、歳出合計といたしましては、歳入と同じく3,351万8,000

円の減額となっております。

続きまして、補正予算の概略につきまして、ページめくっていただきまして、平成30年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第2号）に関する説明書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳入予算より御説明申し上げます。

説明書の6ページ、7ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第1款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目分担金につきましては、発電収入の増と歳出の削減などによりまして、2億691万1,000円の減額となっております。

負担割合の内訳につきましては、7ページにございますように、大阪市が1億9,000万7,000円、八尾市が1,223万5,000円、松原市が466万9,000円の減額となっております。

下段の第5款諸収入、第2項雑入、第1目廃棄物処理収入につきましては、売電量の増による発電収入の増によりまして、1億7,339万3,000円の増額となっております。

続きまして、歳出予算について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、10ページ、11ページをごらんいただきたいと存じます。

第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費、第1目廃棄物処理費につきましては、昨年9月に発生いたしました台風により被災いたしました北港処分地廃水処理施設におきまして、当初予定しておりました整備工事が実施できないことによる工事費の減によりまして、3,351万8,000円の減額となっております。

平成30年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計補正予算（第2号）に関する説明については、以上でございます。

引き続きまして、議案第6号、平成31年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入歳出予算につきましては、第1条のとおり、歳入歳出の総額を138億497万2,000円と定めるもので

ございます。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきまして、次のページに記載しております「第1表歳入歳出予算」のとおりとするものでございます。

次に、第2条は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債、いわゆる地方債でございます。具体的な内容につきましては、4ページの「第2表」をごらんいただきたいと存じます。

4ページの「第2表組合債」でございますが、住之江工場更新事業といたしまして、限度額1億4,500万円を、北港埋立処分地災害復旧事業といたしまして、昨年9月に発生しました台風により被災しました北港処分地廃水処理施設の復旧に伴いまして、限度額2億500万円を起債するものでございまして、利率5%以内、償還期限を据置期間も含めて20年以内とするものでございます。

恐縮ではございますが、再度、1ページに戻っていただきたいと存じます。

次に、第3条でございますが、一時借入金につきまして、地方自治法第235条の3第2項の規定によりまして、借入の最高額を10億円と定めるものでございます。

それでは、概要につきまして、お手元の平成31年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算に関する説明書によりまして、御説明申し上げます。

まず、歳入予算について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第1款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては、96億4,840万9,000円を計上しております。

分担金につきましては、組規約に基づきまして、各構成団体に御負担いただくものでございます。

負担割合につきましては、平成31年度の各構成団体の、ごみ処理計画量を基本に算出してございまして、その内訳につきましては、7ページにございますように大阪市が83億4,905万5,000円、八尾市が8億5,043万5,000円、松原市が4億4,891万9,000円とな

っております。

下段の第2款使用料及び手数料、第1項使用料につきましては、「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合財産条例」に基づきます、自動販売機の設置料など、行政財産の目的外使用許可に伴う、施設使用料といたしまして、1,504万円を計上しております。

それでは8ページ、9ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第3款国庫支出金、第1項国庫補助金につきましては、住之江工場の更新及び北港処分地の廃水処理施設の復旧に係る、国庫補助金収入といたしまして、1億9,746万1,000円を計上しております。

下段の第4款財産収入、第1項財産売却収入につきましては、焼却工場や破砕施設などにおいて発生いたします金属廃材などの、物品売却代金といたしまして、403万8,000円を計上しております。

続きまして、10ページ、11ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第5款諸収入、第1項預金利子につきましては、歳計現金の定期預金等の預金運用による預金利子収入といたしまして、29万9,000円を計上しております。

下段の第5款諸収入、第2項雑入、第1目廃棄物処理収入、第1節廃棄物処理収入につきましては、委託契約に基づきまして、守口市のごみ焼却受託事業収入や破砕施設において回収しております、金属売却収入等といたしまして、6,385万5,000円を計上しております。

第2節、発電収入でございますが、各構成団体で取り組んでいる様々なごみ減量施策によるごみ量の減少に加えまして、電気の市場単価の低下など、その確保については厳しい状況ではございますが、各工場の安定稼働による売電送電量の維持を図ることで歳入の確保に努め、32億794万円を計上しております。

その他の歳入といたしまして、第2目雑入、第1節雑収として、3億1,793万円を計上しております。

12ページ、13ページをごらんいただきたいと存じます。

第6款組合債、第1項組合債につきましては、冒頭で御説明させていただきましましたとおり、住之江工場の更新並びに、北港処分地の廃水処理施設の復旧

に係る経費に組合債の充当を考えておりまして、それに係る起債収入といたしまして、3億5,000万円を計上しております。

歳入予算の概要につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出予算を御説明申し上げます。

説明書の16ページ、17ページをごらんいただきたいと存じます。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費につきましては、議員報酬及び議会運営に要する経費といたしまして、303万1,000円を計上しております。

次の18ページから21ページにかけては、第2款総務費、第1項総務費、第1目総務費につきまして、記載しております。

組合の総務管理に要する経費でございますが、18ページでございますように、5億6,798万5,000円を計上しております。

事業別といたしましては、19ページの説明1の総務職員費でございますが、総務管理に携わる総務部職員の給料、諸手当等に要する経費といたしまして、2億9,222万4,000円を計上しております。

また、説明2の総務管理でございますが、組合の管理運営事務に要する経費といたしまして、2億7,576万1,000円を計上しております。

次に、22ページから27ページにかけて記載しております、第3款廃棄物処理費、第1項廃棄物処理費、第1目廃棄物処理費につきましては、焼却工場及び破砕施設の運営や維持管理、整備工事に要する経費や焼却残渣の埋立処分に要する経費、工場施設建設に要する経費、並びに廃棄物の中間処理技術の調査・研究に要する経費などといたしまして、22ページでございますように116億3,023万9,000円を計上しております。

事業別といたしましては、23ページの説明1の廃棄物処理職員費でございますが、焼却工場及び破砕施設や北港処分地の、管理運営に携わる施設部職員の給料、諸手当等に要する経費といたしまして、42億7,888万3,000円を計上しております。

説明2の廃棄物処理管理につきましては、施設部の管理運営事務に要する経費といたしまして、297万9,000円を計上しております。

次に説明3の焼却処理でございますが、まず、項

目の1、焼却処理につきましては、焼却工場において、適正に廃棄物を処理するために必要となる薬品費等の消耗品費及び光熱水費などの需用費のほか、関係法令に基づく排ガス、排水等の測定経費や、各設備の保守点検費及び法定点検に係る、検査手数料など、焼却工場を適正に運営、維持管理するために要する経費といたしまして、20億4,906万4,000円を計上しております。

25ページの項目の2、焼却工場管理につきましては、焼却工場の管理運営業務に要する経費といたしまして、1,036万7,000円を計上しております。

項目の3、既設工場整備につきましては、焼却炉を停止し、法令で義務付けられた法定点検を実施するとともに、各設備の機能回復や保全のための定期整備工事等に要する経費といたしまして、35億619万6,000円を計上しております。

項目の4、工場施設建設でございますが、住之江工場の更新事業費といたしまして、2億3,856万円を、計上しております。

これらを合わせまして、23ページの中段にございますように、説明3の焼却処理といたしまして、58億418万7,000円を計上しております。

次に25ページの説明4の破碎処理でございますが、項目の1、破碎処理につきましては、破碎施設の処理運営のための、消耗品費や法定点検に係る検査手数料などに要する経費といたしまして、1,749万3,000円を計上しております。

また、項目の2、既設破碎施設整備につきましては、焼却工場と同じく、各設備の機能回復や保全のため、定期整備工事等を行う経費といたしまして、2億759万円を計上しております。

次に27ページの説明5の埋立処分といたしまして、まず、項目の1、北港処分地でございますが、焼却工場で発生いたします焼却残滓を各工場から北港処分地に運搬するための経費や、北港処分地において焼却残滓を適正に埋立処分するために要する経費などといたしまして、3億4,083万5,000円を計上しております。

また、項目の2、大阪湾広域臨海環境整備センターでございますが、いわゆるフェニックスセンターにおいて処分する焼却残滓の、運搬や投棄処分に要する経費といたしまして、5億8,016万3,000円を計

上しております。

次に、項目の3、処分地造成といたしまして、北港処分地の覆土用材に用いる山土の購入経費などとともに、昨年9月に発生しました台風により被災いたしました、北港処分地廃水処理施設の復旧に係る経費といたしまして、3億9,215万6,000円を計上しております。

説明6の技術調査・研究でございますが、廃棄物の資源化及び、中間処理技術の調査・研究といたしまして、焼却灰の有効利用に関する調査研究や廃棄物処理を行う上で、課題となる様々な事象に対し、その原因追究を図るとともに対策を見出し、既設の焼却工場における改善並びに新工場における技術的検討に資するための研究に要する経費といたしまして、595万3,000円を計上しております。

それでは28ページ、29ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の第4款公債費、第1項公債費につきましては、これまで大阪市で発行いたしました焼却工場や破碎施設の施設整備に係る整備事業費、北港処分地の設備改修に係る整備事業費の起債のうち、環境施設組合に引き継がれました、財政融資資金借入金などの公的資金に係る元利償還金と、環境施設組合が償還負担する、市場公募債などの民間資金の元利償還金等につきましては、元金、利子合わせまして、15億9,371万7,000円を計上しております。

下段の第5款予備費、第1項予備費につきましては、1,000万円を計上しております。

以上が、歳出予算でございます。

引き続きまして、31ページ以降につきましては、給与費明細書を記載させていただいております。

32ページ、33ページにつきましては、特別職の報酬でございます。

34ページから35ページにかけては、一般職の給与明細書でございます。

34ページ、35ページの総括表の上段にございますが、職員数は494人、右隣括弧書きは、短時間勤務職員11人でございまして、職員全体の給与費、共済費を合わせまして、35ページにございますように、45億3,042万4,000円となっております。

給与につきましては、大阪市の給与制度に準じて御提案させていただいております。

36ページ、37ページにつきましては、職員の給料及び職員手当の増減額の明細といたしまして、平成30年度予算との増減額の説明となっております。

また、38ページからの給料及び職員手当の増減額の状況等につきましては、平成30年10月1日現在における給与等の状況を記載させていただいております。

次に48ページ、49ページにつきましては、債務負担行為に関する調書でございます。

平成31年度以降にわたるものについての調書でございますが、議決済分といたしまして、住之江工場更新・運営事業を記載しております。

最後に、52ページをごらんいただきたいと存じます。

組合債現在高調書でございまして、組合に引き継がれました、財政融資資金借入金に加えまして、平成29年度に発行いたしました、公的資金に係る組合債や平成30年度及び31年度に、組合として発行予定の組合債、環境施設組合が償還負担する市場公募債などの民間資金の償還負担金につきまして、平成29年度末現在高、30年度末現在高見込み額、31年度中の増減見込み及び31年度末の現在高見込み額を記載させていただいております。

平成31年度大阪市・八尾市・松原市環境施設組合一般会計予算に関する説明については、以上でございます。

以上、条例案及び予算案につきまして、御説明を申し上げます。

何とぞ、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市位謙太君） これより質疑を行います。

片山一步君の質疑を許します。

○議長（市位謙太君） 5番、片山一步君。

（5番片山一步君発言席へ）

○5番（片山一步君） 大阪維新の会の片山一步でございます。

それでは、このたび上程されております平成31年度の一般会計予算についてお伺いいたします。

予算概要については、先ほど理事者から御説明いただきましたが、平成30年度の当初予算と比較して予算総額はどうなっているのか。

また、歳出につきまして、前年度であります平成

30年度の当初予算と大きく変わった部分は何か教えてくださいいただきますようお願いいたします。

○議長（市位謙太君） 理事者の答弁を許します。

小寺総務部経理課長。

（小寺総務部経理課長答弁席へ）

○総務部経理課長（小寺誓君） お答えいたします。

平成31年度一般会計予算の総額は138億497万2,000円であり、平成30年度当初予算と比べまして、4億7,861万4,000円の増額となっております。

歳出につきましては、廃棄物処理費が平成30年度当初予算と比較して5億4,906万円の増加となっており、その大きな要素といたしましては、住之江工場更新事業の工事進捗によりまして、事業費が1億7,908万9,000円の増、また、昨年9月の台風21号の災害復旧に伴います北港処分地の廃水処理設備の復旧費が2億8,400万円の増となっております。

以上でございます。

○議長（市位謙太君） 5番、片山一步君。

○5番（片山一步君） 今の御答弁で、来年度の予算は平成30年度の当初予算と比較いたしまして、廃棄物処理費が大きく増えているということであり、その内訳は、昨年9月の台風21号で被害を受けた北港処分地の廃水処理施設の復旧費と、住之江工場更新事業の進捗によるものということでございます。

住之江工場更新事業は、工事の進捗に伴い、昨年度と比較しまして事業費が増えているということですが、現在の進捗状況並びに平成31年度の予算の内容についてお教えいただきますようお願いいたします。

○議長（市位謙太君） 金子施設部建設企画課長。

（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたします。

住之江工場更新事業に係る平成31年度予算の内容といたしましては、解体及び建築に関する工事費、設計・施工監理に係る経費、並びに工事中の環境影響調査に係る経費を計上いたしております。

また、事業の進捗につきましては、昨年9月に契約を行った後、基本設計を昨年12月に終えまして、現在、実施設計を進めているところでございまして、本年9月には解体工事を始めとします、現地工事に着手する計画でございます。

以上でございます。

○議長（市位謙太君） 5番、片山一步君。

○5番（片山一步君） 住之江工場の更新事業につきましては、基本設計を終えまして、現在、実施設計を進めているということでございます。

このたびの住之江工場の更新事業は事業者が設計・建設・運営を一括して行うDBO方式を採用しておりますので、設計の内容もどこまで配慮されたものになっているのかが気になるところでございます。

これまでの議会による議論の中で、エネルギーの有効利用や耐震性能等につきましては議論されてきたところでございますが、地域への配慮等はどうかしているのでしょうか。

設計も進みまして、新しい住之江工場の具体的な計画も見えてきたところだと思いますが、どのような工場になるか、改めて教えてください。

○議長（市位謙太君） 金子建設企画課長。

（金子施設部建設企画課長答弁席へ）

○施設部建設企画課長（金子正利君） お答えいたします。

新しい住之江工場では、最新のごみ処理技術を導入することによりまして、環境負荷の低減をはかるべく、全国的にも厳しい排ガス管理値を設定し、これを順守したいと考えております。

エネルギーの有効利用としましては、低空気比燃焼、低温反応触媒、水冷式蒸気タービン復水器などの技術を採用することにより、排出する熱量を低減し、全国的にも高い効率である発電効率23%、発電能力11,300キロワットとしてまいります。

災害対策といたしましては、既存建物の耐震補強を行い、平成25年3月に国土交通省から示されました「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に示されております、耐震安全性の分類を構造体Ⅱ類とする等の基準を順守した耐震性能を確保します。

また、南海トラフ巨大地震発生時における浸水想定を考慮しまして、盛土や擁壁・防潮扉等の浸水対策を行うとともに、電気設備、非常用発電機等の主要機器を浸水想定レベル以上の位置に設置することにより、施設への被害を最小限にとどめ、浸水被害発生後の早期稼働再開ができるように計画しております。

さらに、御質問の地域への配慮といたしましては、これら工場の災害対応能力を生かしまして、工場内には一時避難スペースを設け、津波避難ビルの指定を受けることを計画しております。

見学者、工場への来場者への対応として、建物内のリノベーションを行い、動きやすい見学動線を確認するとともに、誰もが楽しみながら学習できる展示等を行うことを計画しております。

また、緑化につきましては、既存の樹木をできるだけ活用した緑化を行うとともに、管理ブロックの屋上等を利用した庭園を設置するなど、緑豊かな工場とすることを計画しております。

以上でございます。

○議長（市位謙太君） 5番、片山一步君。

○5番（片山一步君） 最後に要望といたしまして、ごみ焼却工場の更新に伴いプラント設備の性能が上がるのは当然のことと思いますが、今回の更新事業では耐震性の向上や津波避難ビルの指定等、災害対策にも配慮されているということですので、地域の方々に貢献できる施設づくりに努めていただきたいと思っております。

また一方で、現在、構成市では守口市の組合への加入について議論が進められています。

住之江工場については、既に契約を済ませており、本日お伺いしたような内容で事業を進められるということですが、今後、守口市が組合に加入することによって、ごみ焼却工場の建てかえ計画の見直しも必要となってくると思っております。

住之江工場の次は鶴見工場とお伺いしておりますが、より効率的な事業運営を目指して、議会での議論を深めることができるように、できるだけ早いうちに今後の計画を示していただきたいと思っております。

以上を要望いたします、私の質疑といたします。

○議長（市位謙太君） 次に井上浩君の質疑を許します。

○議長（市位謙太君） 15番、井上浩君。

（15番井上浩君発言席へ）

○15番（井上浩君） 日本共産党の井上でございます。

私からは、議案第2号及び6号にかかわって、質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、議案第2号の職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、職員数が28名減となっておりますが、その内訳について御答弁をお願いしたいと

思います。

○議長（市位謙太君） 理事者の答弁を許します。

吉田総務部総務課長。

（吉田総務部総務課長答弁席へ）

○総務部総務課長（吉田一君） お答えをいたします。

平成31年度の職員定数につきましては、本年度末の定年退職等によるものが26名、再任用期間の終了によるものが22名の計48名の減となる一方で、新たに20名の職員を再任用いたしますので、これらを差し引きした結果、28名の減となっているものでございます。

以上でございます。

○議長（市位謙太君） 15番、井上浩君。

○15番（井上浩君） 昨年2月の本議会でも同じ質問をさせていただきました。

そのときは、職員数15名の減という御答弁でありました。

したがいまして、平成30年度及び31年度合わせますと、43名もの減になるということであります。

次にですね、議案第1号及び6号にかかわりまして、質疑をさせていただきます。

議案第1号の、技能職員の退職手当の特例に関する条例案の目的や趣旨についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（市位謙太君） 吉田総務課長。

（吉田総務部総務課長答弁席へ）

○総務部総務課長（吉田一君） お答えをいたします。

大阪市における技能職員の早期退職特例制度につきましては、市政改革プラン2.0に基づきます、職員数削減目標が、新規採用の凍結などによる自然減のみでの達成が厳しい状況となっていることから、今回、改めて制定されたものと伺っております。

環境施設組合におきましては、技能職員の勤務労働条件は、大阪市のそれに準ずることとしておりますため、大阪市で新たに制定された制度との整合性を保つという趣旨で、本条例を制定するものでございます。

以上でございます。

○議長（市位謙太君） 15番、井上浩君。

○15番（井上浩君） 大阪市がそうしたから、そっくりそのまま適用していますという御答弁であります。

しかしですね、環境施設組合の経営計画の中には、

「焼却工場を安全かつ、安定的に運転していくためには、これまで培ってきた技術と技能を維持・継承していけるよう、人材育成を図っていく必要があります。」というふうに明記されているんですね。

ところが、新規採用も凍結したままという状況が続いております。

昨年12月の大阪市議会において、技能職員等の退職手当の特例に関する条例案が可決されたわけであります。

これは今、御答弁にありましたように、大阪市の市政改革プランの内容を推進するというものでありまして、平成28年から31年のこの4年間に1,000人の職員を減らすという、これが大もとにあるわけなんですね。

最初から、職員の削減ありきという中身でありませぬ。

しかも、この中身が本当に私はひどいなというふうに思うんですけれども、40歳から55歳までの職員が、退職したら50%の加算だというものなんですね。

56歳は40%、57歳は30%、58歳は20%、59歳は5%ということで、昨年12月の条例改正される以前はどうだったかという、40歳から49歳までの職員というのは、加算割合は全くありませんでした。

それがいきなり50%ということですね。

40歳から55歳、40代というのはいわば一番力を発揮できる年代なんじゃないでしょうか。

50代になって、一層円熟味を増して熟練していくと、一番働き盛りの、力を発揮できる、そういう世代じゃないですか、40歳から55歳というのは。

それを50%、早くやめてくれということを言っているようなものでしょう。

経営計画にも反するじゃないですか。

全く矛盾していると申し上げておきたいと思いません。

職員の体制は、今でもぎりぎりです。

工場の体制、これ繰り返し議論させていただいています。

御答弁の中でもそういう答弁が繰り返しあるわけですから、こういう制度を活用してですね、職員が次々やめていったら逆に困るわけですよ。

やめたいという職員が出てきたら慰留している現状があるわけでしょう、やめられたら困るわけですよ。



よ、ぎりぎりなんですから。

ずっとそうおっしゃってるじゃないですか。

現状に照らして、この極端な退職勧奨制度は、根本から私は矛盾していると言わなければなりません。

これまでの質問を踏まえてですね、最後にお聞きをしたいと思います。

工場の運営体制について、今の人員で充足しているという認識ですか。

また災害時、緊急時に対応できる体制となっているのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（市位謙太君） 吉田総務課長。

（吉田総務部総務課長答弁席へ）

○総務部総務課長（吉田一君） お答えをいたします。

焼却工場の運営につきましては、これまでも効果的・効率的な取り組みを進めてきておりまして、平成31年度には、その一環として計量業務の自動化を開始いたしますほか、再任用短時間職員の活用も拡大することとしております。

したがいまして、職員数は減少いたしますが必要な職員数は確保できておりますので、災害時における対応も含めまして、事業運営に支障を来すことはございません。

今後とも、職員数の推移には十分留意しつつ、行政サービスの低下を来すことのないよう、一層、効果的・効率的な事業運営を進めてまいりますので、何とぞ、御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（市位謙太君） 15番、井上浩君。

○15番（井上浩君） 先ほども、経営計画の中身を一部紹介をしましたけれども、安全かつ安定的に運転していくために、マンパワーの確保、同時に技術の維持・継承、これが何よりも大事だと書いているわけですね。

だけど、人員削減ありきというものがやはり色濃く出ていると、そういう中身であります。

繰り返しになりますけれども、ぎりぎりの人員体制が続いている、そういう中で職員数の削減ありきでは、一部事務組合が担う公的な役割を十分に担えないというふうに思います。

にもかかわらず、職員定数を減らし、退職勧奨を強める、これでは安定した工場の運営体制は確保できないと私たちは考えるものであります。

したがいまして、議案第1号、2号、及び6号につきましては、反対を表明させていただきます。

残余については、賛成する旨、表明をいたしまして、私の質疑を終わります。

○議長（市位謙太君） これをもって、質疑を終結します。

○議長（市位謙太君） これより採決に入ります。

まず、議案第1号、2号及び6号について、一括して起立により採決いたします。

○議長（市位謙太君） お諮りいたします。

議案第1号、2号及び6号の3件について、いずれも原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（市位謙太君） 多数であります。

よって、議案第1号、2号及び6号は、いずれも原案どおり可決されました。

○議長（市位謙太君） 次に、議案第3号ないし5号について、一括して採決いたします。

○議長（市位謙太君） お諮りいたします。

議案第3号ないし5号について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（市位謙太君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号ないし5号は、原案どおり可決されました。

○議長（市位謙太君） 次に、日程第8、議案第7号、監査委員の選任についてを議題といたします。

○議長（市位謙太君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） ただいま御上程に相なりました、監査委員の選任について御説明いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の監査委員として、阪井千鶴子氏を選任いたしたいと思います。

同氏の経歴につきましては、お手元配付の略歴のとおりでございます。人格高潔で事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見をお持ちでございますので、何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市位謙太君） これより採決に入ります。

○議長（市位謙太君） お諮りいたします。

議案第7号について、これに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（市位謙太君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、これに同意することに決しました。

○議長（市位謙太君） 次に、日程第9、議案第8号、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

○議長（市位謙太君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） ただいま御上程に相なりました、公平委員会委員の選任について御説明いたします。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の公平委員会委員として、守屋貴司氏を選任いたしたいと思っております。

守屋氏の経歴につきましては、お手元配付の略歴のとおりでございます、人格・識見ともにすぐれ、本組合の公平委員会委員として適任と存じますので、何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市位謙太君） これより採決に入ります。

○議長（市位謙太君） お諮りいたします。

議案第8号について、これに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（市位謙太君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、これに同意することに決しました。

○議長（市位謙太君） 次に、日程第10、議案第9号、

懲戒審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

○議長（市位謙太君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） ただいま御上程に相なりました、懲戒審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の、懲戒審査委員会委員として、学識経験者から林和宏氏、水島郁子氏、及び村角明彦氏の3氏をそれぞれ選任いたしたいと思っております。

3氏の経歴につきましては、お手元配付の略歴のとおりでございます、人格・識見ともにすぐれ、本組合の懲戒審査委員会委員として適任と存じますので、何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市位謙太君） これより採決に入ります。

○議長（市位謙太君） お諮りいたします。

議案第9号について、これに同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（市位謙太君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、これに同意することに決しました。

閉 議

○議長（市位謙太君） 本日の日程は以上で終了いたしました。

閉 会

○議長（市位謙太君） 本定例会はこれをもって閉会いたします。

午後4時45分閉会

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議長

市位 謙太 ㊟

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議員

金沢 一博 ㊟

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会議員

明石 直樹 ㊟

○大阪市・八尾市・松原市環境施設組合議会（定例会）会議録（平成31年2月13日）（終）